

第 号議案

神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続条例の一部改正)

第1条 神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行政指導の方式)	(行政指導の方式)
第33条 [略]	第33条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。	4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 既に文書(前項の書面を含む。)	(2) 既に文書(前項の書面を含む。)

又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（意見公募手続）

第37条 [略]

2、3 [略]

4 意見の提出は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）を明らかにした書面又は電磁的記録によりしなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当すると

又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（意見公募手続）

第37条 [略]

2、3 [略]

4 意見は、次の各号のいずれかに掲げる方法により提出しなければならない。

(1) 規則等制定機関が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信

(2) 規則等制定機関が指定する送信先への電子メールの送信

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則等制定機関が適当であると認める方法

5 意見を提出しようとする者は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当すると

きは、第1項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) 納付すべき金銭について定める法令若しくは条例の制定若しくは改廃により又は当該法令若しくは条例の規定による金銭の納付に係る歳入予算の執行に当たり必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法令又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

(3)～(7) [略]

(8) 次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

ア 申請、届出、金銭の納付その他の手続における当該手続の方法の多様化又は簡素化によるその負担の軽減又は利便性の向上に資することを目的とするもの

イ [略]

ウ ア及びイに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げ、様式の改廃（審査基準、処分基準若しくは行政指導指針の適用に当たり必要な事項又は届出に関する事

きは、第1項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) 納付すべき金銭について定める法令又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法令又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

(3)～(7) [略]

(8) 次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

項（当該事項が記載された様式による届出が第35条に規定する届出の形式上の要件となる場合に限る。）の記載欄を設ける場合を除く。）その他の形式的な変更

（結果の公示等）

第41条 [略]

2～4 [略]

5 規則等制定機関は第37条第5項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

(1)、(2) [略]

（結果の公示等）

第41条 [略]

2～4 [略]

5 規則等制定機関は第37条第6項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

(1)、(2) [略]

（市民の意見提出手続に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市民の意見提出手続に関する条例（平成16年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(意見提出の期間及び方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 意見の提出は、次に掲げる事項を明らかにした書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりしなければならない。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>(意見提出の期間及び方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 意見は、次の各号のいずれかに掲げる方法により提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>実施機関が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信</u></p> <p>(2) <u>実施機関が指定する送信先への電子メールの送信</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当であると認める方法</u></p> <p><u>3 意見を提出しようとする市民は、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

意見公募手続の適用除外等の規定を改正するに当たり、条例を改正する必要があるため。